

熊本県地域医療等情報ネットワーク  
(くまもとメディカルネットワーク)

# セキュリティポリシー

Ver.1.0

平成 27 年 10 月 6 日

公益社団法人 熊本県医師会

# 目次

1.. 総則.....	3
1. 1 目的 .....	3
1. 2 適用範囲 .....	3
1. 3 取り扱う個人情報の範囲.....	3
1. 4 用語 .....	3
2. 管理体制 .....	3
2. 1 責任者の選任と管理体制 .....	3
2. 2 実施・推進体制 .....	4
2. 3 災害・事故対策体制 .....	4
2. 4 教育・訓練 .....	4
2. 5 運用管理規程等の整備.....	5
3. 業務委託の安全管理 .....	5
3. 1 委託契約における安全管理 .....	5
3. 2 再委託の安全管理.....	5
4. セキュリティポリシーの見直し .....	5
5. セキュリティポリシーの施行日 .....	5

## 1. 総則

### 1.1 目的

公益社団法人 熊本県医師会(以下、「本会」という。)は、熊本県地域医療等情報ネットワーク(くまもとメディカルネットワーク)(以下、「本ネットワーク」という。)の整備・運営主体として、本ネットワークの安全性確保を目指すものとする。そのため、本ネットワークの個人情報保護方針に基づき本セキュリティポリシーを制定し、運用と管理の安全に関わる基本事項を規定し、安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

### 1.2 適用範囲

本セキュリティポリシーは、本ネットワークの運用と管理に関わる事項に適用する。

### 1.3 取り扱う個人情報の範囲

- (1) 本ネットワークで取り扱う参加者(患者さん)の情報は、参加の同意を得た範囲と目的内に限るものとする。
- (2) 本ネットワークで取り扱う利用者および本会職員の情報は、本ネットワークの利用目的の範囲に限るものとする。

### 1.4 用語

本セキュリティポリシーにおいて、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

項番	用語	用語
(1)	利用施設	本ネットワークを利用して情報共有を行う施設で、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護施設、地域包括支援センター等
(2)	利用者	利用施設に所属する従事者で、本ネットワークを利用する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネージャ、事務職員等
(3)	参加者(患者さん)	本ネットワークに参加同意して、情報共有を許可した患者さん
(4)	参加者(患者さん等)	参加の同意、参加の変更等を行う患者さん自身または患者さんの代理者
(5)	サポートセンター	本会が運営する本ネットワーク全般のサポートを行う組織

## 2. 管理体制

### 2.1 責任者の選任と管理体制

#### (1) 事業管理者

本会会長をこれに充てる。

#### (2) 運用管理責任者の設置

事業管理者は、本会内に、本ネットワークの運用管理業務に責任を持つ運用管理責任者を任命するものとする。

#### (3) ネットワーク管理者の設置

事業管理者は、本会内に、本ネットワークの安全かつ円滑な運用の実施責任を持つネットワーク管理者を任命するものとする。

#### (4) 個人情報の取り扱いに関する相談窓口の設置

事業管理者は本会内に、各利用施設の責任者は各々の施設内に、個人情報の取り扱いに関する相談、苦情等を受け付けし、適切かつ迅速な対応を行う相談窓口を設置するものとする。

#### (5) サポートセンターの設置

事業管理者は、本会内に個人情報の取り扱いに関する相談窓口および参加者(患者さん)の参加同意・変更等の本ネットワークへの登録・変更、参加者(患者さん)、利用施設および利用者からの問い合わせへの対応を行う、くまもとメディカルネットワークサポートセンター(以下、「サポートセンター」という。)を設置するとともにサポートセンター責任者を任命するものとする。

## 2.2 実施・推進体制

本ネットワーク事業の実施・推進は、次の体制で進めるものとする。

#### (1) 決定・承認機関

決定・承認機関として、熊本県地域医療等情報ネットワーク連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)を設ける。

連絡協議会会長は、本会会長を充てる。

#### (2) 協議機関

実施・推進に関わる協議機関として、連絡協議会の下に、熊本県地域医療等情報ネットワーク連絡協議会運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設ける。

運営委員会の委員長は、連絡協議会会長が任命するものとする。

#### (3) 事務局

連絡協議会の決定事項を受けて、本ネットワークの実施・推進の実務を担う事務局を設置する。

事務局は、本会内に置くものとする。

## 2.3 災害・事故対策体制

運用管理責任者は、緊急時および災害時の連絡、復旧体制等を定め、文書化し、運用管理に関わる関係者に周知するものとする。

## 2.4 教育・訓練

(1) 運用管理責任者は、本ネットワークの取り扱いについてマニュアルを整備し、運用管理に関わる関係者に周知するものとする。

(2) 運用管理責任者は、本ネットワークの運営に関わる本会職員に個人情報の保護に関する教育を行うものとする。

(3) 運用管理責任者は、利用施設の責任者に、当該施設の利用者に対し個人情報の保護に関する教育を行うよう要請をするものとする。

(4) 運用管理責任者は、利用施設の責任者が、利用者に行う個人情報保護に関する教育に、協力の依頼があった場合には協力をするものとする。

## 2.5 運用管理規程等の整備

事業管理者は、本ネットワークに関わる運用管理規程等を整備し安全かつ円滑な運用を図るものとする。

## 3. 業務委託の安全管理

### 3.1 委託契約における安全管理

業務を外部に委託する場合は、委託契約書に以下の措置を実施するものとする。

- ① 委託契約書には、守秘事項を含むものとし、契約先の契約署名者は代表者とする。
- ② 委託契約書には、再委託先に関する事項を加えるものとする。

### 3.2 再委託の安全管理

業務の外部への再委託を行う場合は、本セキュリティポリシーと同等の個人情報保護に関する対策および契約がなされるものとする。

## 4. セキュリティポリシーの見直し

本セキュリティポリシーを、利用者からの苦情、参加者(患者さん等)からの苦情、緊急事態の発生、その他からの指摘もしくは運営者側で発見した場合、運用状況等に問題がある場合には、必要な是正および予防の実施を行うため、本セキュリティポリシーを見直すことがある。その場合、運営委員会で協議し連絡協議会で承認を得るものとする。

本セキュリティポリシーの改訂が行われた場合、本ネットワークのホームページに公開するものとする。

## 5. セキュリティポリシーの施行日

本セキュリティポリシーは、平成27年10月6日より施行する。

以上